

第7期 横浜市分別収集計画

平成 25 年 6 月 12 日

1 計画策定の意義

未来を担う子供たちに美しい地球環境・豊かな都市環境を引き継ぐためには、廃棄物対策として、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要がある。

横浜市では、平成 14 年度に策定した横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）に基づき、焼却・埋立処分中心の廃棄物対策からの転換を図ることとし、市民・事業者との協働のもと、3Rとりわけ分別・リサイクルを進めた結果、燃やすごみの大幅な削減や、これに伴う温室効果ガス排出量の減少、焼却工場の廃止や最終処分場の延命化などの成果をあげることができた。

平成 22 年度には、横浜G30プランを礎に、横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）を策定した。ヨコハマ3R夢プランは、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3Rを推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効利用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営を両立した持続可能な街づくりを目指しており、燃やすごみなどのごみ量に、古紙や缶、びんなどの資源の量も加えた「ごみと資源の総量」を平成 37 年度に基準年度である平成 21 年度に比べ 10%以上削減することを、また、「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス排出量」を平成 21 年度に比べ 50%以上削減することを目標としている。

ヨコハマ3R夢プランでは、分別リサイクルはもちろんのこと、3Rの中でももっとも環境にやさしいリデュースの取組を進めることとしているが、燃やすごみの中には、分別対象品目となっている資源化可能物がまだまだ多く含まれており、分別の更なる徹底が必要である。

横浜市分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：トン）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
容器包装廃棄物	173,336	176,671	179,120	182,141	185,259

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

(1) 発生抑制の推進

ごみ減量及び低炭素社会の実現を図るには、3 R の中で、もっとも環境にやさしい「リデュース」の取組を進めていくことが重要であり、「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の中心施策であるこの「リデュース」の取組を、市民・事業者・行政の 3 者が協力しながら進めていくことで、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指す。

また、市民・事業者と連携して廃棄物の発生抑制に取り組むため、市民からリデュースの取組に関する提案や相談を受け、情報の提供、広報、協力者の紹介などを行い、新たな取組の実現をお手伝いする「ヨコハマ R（リデュース）委員会」の設置のほか、3 R 行動を積極的に行い、ごみを減らすことで、未来の環境を良くしていこうという意思を持っている個人・事業者・団体などの登録制度「ヨコハマ 3 R 夢パートナー」や「ヨコハマ 3 R 夢サポーター」により、メールマガジンなどを通じて 3 R に関する情報提供などを行う。

(2) 事業者による自主回収の促進

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」で定めた「再生利用等促進物制度」などに基づき、容器包装の製造・加工・販売を行う事業者の自主回収を促進する。

(3) 資源集団回収の促進

市民と事業者の自主的な活動である資源集団回収を促進するため、登録団体に対しては回収量に応じて、登録業者に対しては回収量と市況に応じて奨励金を交付する。また、未実施地域が生じないように引き続き地域への働きかけを行う。

(4) 市民との協働

ごみの減量による脱温暖化に向けた3R行動、分別排出の啓発活動、街の美化等を推進するため環境事業推進委員を委嘱し、地域や行政と連携して取り組む。

(5) 適正排出の促進

市民に対し分別収集の周知を図るとともに、未分別ごみの取り残しを行うことなどにより、燃やすごみへの混入の防止や、分別ルールを守らない者に対する罰則を含めた指導を実施する。

また、分別ルールが守られていない集合住宅については、家主や管理会社等の管理者に対し改善の取組を要請する。

さらに、学生や単身者が多い地域では「正しい分別方法」や「排出マナー」などの地域特性に合わせた啓発を行うほか、子育てサークルへの出前講座や高齢者が利用する施設での分別相談会の実施など、対象者に合わせた効果的な啓発を市民目線に沿ってきめ細やかに実施する。

(6) 広報・普及啓発活動

イベント、PR活動を通じて広く市民にごみ問題に対する意識を高めてもらうよう、積極的に広報活動を行っていく。

ア 広報紙やパンフレットの作成、配布

イ インターネットによる情報提供

ウ 啓発イベントの開催

エ 環境学習の推進

オ 焼却工場の見学の受入れ

カ 啓発拠点の運営

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん・ペットボトル
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	缶・びん・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	4,814		4,606		4,381		4,177		3,981	
主としてアルミ製の容器	4,523		4,521		4,492		4,475		4,456	
無色のガラス製容器	10,249		10,254		10,199		10,167		10,133	
	0	10,249	0	10,254	0	10,199	0	10,167	0	10,133
茶色のガラス製容器	6,524		6,508		6,454		6,416		6,375	
	0	6,524	0	6,508	0	6,454	0	6,416	0	6,375
その他のガラス製容器	5,532		5,754		5,949		6,166		6,388	
	5,090	442	5,294	460	5,474	475	5,673	493	5,877	511
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9		9		8		8		8	
主として段ボール製の容器	346		343		337		332		328	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	12,401		12,493		12,512		12,560		12,604	
	12,401	0	12,493	0	12,512	0	12,560	0	12,604	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	47,770		47,717		47,384		47,164		46,929	
	47,293	477	47,240	477	46,911	473	46,693	471	46,460	469

※ 紙製容器包装については、ミックスペーパー等の「その他の紙」という品目に含めて収集しているため、無記入とする。

※ ガラス製容器（無色、茶色、その他）、その他の紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と、独自処理見込量の記載方法は次のとおり。

（合計）	
（引渡見込量）	（独自処理見込量）

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 基準となる年度の容器包装廃棄物の資源化量を、当該年度の人口及び日数で割り、「基準となる資源化量原単位」を算出。
- (2) 容器包装廃棄物の品目に応じて、過年度の実績から、「基準となる原単位伸び率」を算出。
- (3) (1)で算出した原単位に、(2)で算出した率並びに分別収集計画の計画期間における各年度の推計人口及び日数を乗じ、「計画年度の分別基準適合物等の量」を算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別 保管 段階	備考
金属	スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	ステーション 収集及び拠点 回収	市	事業者自 主回収、資 源集団回 収も並行 して実施
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器				
	段ボール	古紙（段ボール）			
プラスチック	ペットボトル	缶・びん・ペットボトル	ステーション 収集及び拠点 回収	事業者自 主回収も 並行して 実施	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトルについては、既存の資源選別施設で選別、圧縮・保管を行う。古紙（紙パック、段ボール）については、各ストックヤードに保管する。その他プラスチック製容器包装については、民間の中間処理施設で選別、圧縮・保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装の資源化を推進するため、以下の取組を進める。

- (1) 市民・事業者・行政の役割を明確にし、行政はコーディネート役を果たしながら、市民・事業者による自発的・主体的な取組を基本とした発生抑制、再使用、再生利用を進める。
- (2) 分別収集への協力や適切な排出方法などについて、地域において様々な啓発活動を行い、分別収集への協力率、資源物の品質向上を推進する。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、乖離があった場合には3年後の計画改定時に、その記録を基に事後評価を行う。